



島根県報

平成22年3月26日（金）

号外第51号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

研修医研修支援資金貸与規則

（医療対策課） 2

公布された条例等のあらまし

◇研修医研修支援資金貸与規則（規則第22号）

1 規則の概要

- (1) 将来指定医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医又は特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする後期研修医に対し、研修支援資金を貸与することとした。（第3条関係）
- (2) 研修支援資金の額は、臨床研修医に対するものにあつては1回につき150万円とし、後期研修医に対するものにあつては1回につき300万円とすることとした。（第4条関係）
- (3) 研修支援資金の貸与回数は、臨床研修医に対するものにあつては連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）とし、後期研修医に対するものにあつては3年度で3回（1年度につき1回に限る。）までとすることとした。（第5条関係）
- (4) 研修支援資金の貸与は、書類、小論文、面接等により決定することとした。（第8条関係）
- (5) 研修支援資金の貸与の決定の取消しの事由を定めることとした。（第10条関係）
- (6) 被貸与者は、研修支援資金の貸与の決定の取消し等に至ったときは、貸与を受けた研修支援資金の全額とその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額を一括返還しなければならないこととした。（第12条関係）
- (7) 研修支援資金の返還の時期及び方法について、特例措置を受けることができる事由を定めることとした。（第13条関係）
- (8) 研修支援資金の返還を猶予することができる期間及び必要な手続を定めることとした。（第14条関係）
- (9) 貸付金の返還債務の免除に関する条例の規定により研修支援資金の返還債務を免除する場合の後期研修の期間の算定等について定めることとした。（第15条関係）
- (10) 被貸与者、連帯保証人又は被貸与者の相続人が届け出なければならない事項を定めることとした。（第17条関係）

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

研修医研修支援資金貸与規則をここに公布する。

平成22年3月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第22号

研修医研修支援資金貸与規則

（目的）

第1条 この規則は、将来指定医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医又は将来特定地域医療機関に勤務しようとする後期研修医に対し、研修を支援するための資金（以下「研修支援資金」という。）を貸与することにより、県内における医師の確保及び充実を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において「臨床研修」とは、医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修をいう。

2 この規則において「後期研修」とは、臨床研修修了後に受ける医師の専門性に関する研修をいう。

3 この規則において「指定医療機関」とは、県内の医療機関で次の各号のいずれかに該当する施設をいう。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関（以下「公的医療機関」という。）のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 県

イ 市町村

ウ 地方公共団体が組織する組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の組合をいう。次項第1号において同じ。）

エ 日本赤十字社

オ 社会福祉法人恩賜財団済生会

カ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) 臨床研修指定病院（医師法第16条の2第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた病院をいう。）

(3) へき地医療拠点病院（へき地保健医療対策実施要綱（平成13年5月16日付け医政発第529号）に基づき知事の指定を受けた病院をいう。次項第2号において同じ。）

(4) その他前3号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

4 この規則において「特定地域医療機関」とは、県内の次に掲げる施設をいう。

(1) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第32条の規定により同法の規定が適用される区域及び同法第33条各項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に所在する公的医療機関のうち次の者が開設する病院又は診療所

ア 市町村

イ 地方公共団体が組織する組合

ウ 日本赤十字社

エ 全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会

(2) へき地医療拠点病院（松江市又は出雲市に所在するものを除く。）

(3) その他前2号に掲げる施設に準ずるものとして知事が認める病院又は診療所

（研修支援資金の貸与）

第3条 県は、将来指定医療機関において後期研修を受けようとする臨床研修医（臨床研修を受けている者をいう。以下同じ。）又は将来特定地域医療機関において医師の業務に従事しようとする後期研修医（後期研修を受けている者をいう。以下同じ。）に対し、研修支援資金を貸与するものとする。ただし、へき地医療奨学金貸与規則（平成14年島根県規則第15号）、医学生地域医療奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第14号）、しまね医学生特別奨学金貸与規則（平成18年島根県規則第47号）、緊急医師確保対策枠奨学金貸与規則（平成21年島根県規則第48号）又は特定診療科医師緊急養成奨学金貸与規則（平成22年島根県規則第21号）による奨学金の貸与を受けたことのある者を除く。

2 臨床研修医に対する研修支援資金の貸与を受けた者は、後期研修医に対する研修支援資金の貸与を受けることができない。

（貸与金額）

第4条 研修支援資金の貸与額は、臨床研修医に対し貸与する場合にあっては1回につき150万円とし、後期研修医に対し貸与する場合にあっては1回につき300万円とする。

（貸与回数）

第5条 研修支援資金の貸与回数は、臨床研修医に対し貸与する場合にあっては連続する2年度で2回（1年度につき1回に限る。）とし、後期研修医に対し貸与する場合にあっては連続する3年度で3回（1年度につき1回に限る。）までとする。このうち、臨床研修医に対する1回目の貸与は、臨床研修1年目の者に対して行うものとする。

（連帯保証人）

第6条 研修支援資金の貸与を受けようとする臨床研修医又は後期研修医は、連帯保証人1人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者とする。

3 第1項の連帯保証人は、第9条第2項の被貸与者と連帯して債務を負担する。

（貸与の申請）

第7条 研修支援資金の1回目の貸与を受けようとする臨床研修医又は後期研修医は、研修医研修支援資金貸与申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人及び家族全員についての市町村長の発行する所得証明書
 - (2) 臨床研修医又は後期研修医が在職する医療機関（次条において「研修病院」という。）の長が研修及び人物についての所見を記載した推薦書及び在職証明書
 - (3) 小論文
 - (4) 医師免許証の写し
- （貸与の決定）

第8条 知事は、前条の申請に基づき研修支援資金を貸与する臨床研修医又は後期研修医を、同条第1号及び第2号に掲げる書類、同条第3号の小論文、面接等により決定し、研修医研修支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第2号）により当該臨床研修医又は後期研修医に、研修医研修支援資金貸与決定（不承認）通知書（様式第3号）により研修病院の長に通知する。

（研修支援資金の交付）

第9条 前条の規定により研修支援資金の貸与決定通知を受けた臨床研修医（以下「臨床研修被貸与者」という。）又は同条の規定により研修支援資金の貸与決定通知を受けた後期研修医（以下「後期研修被貸与者」という。）は、直ちに当該年度の研修医研修支援資金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 被貸与者（臨床研修被貸与者及び後期研修被貸与者をいう。以下同じ。）は、2回目以降の貸与を受ける場合は、指定された日までに、研修医研修支援資金交付申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

（貸与の決定の取消し）

第10条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修支援資金の貸与の決定を取り消すものとする。

- (1) 臨床研修被貸与者が臨床研修を取りやめたとき又は後期研修被貸与者が後期研修を取りやめたとき。
- (2) 心身の故障のため、臨床研修被貸与者が臨床研修を修了する見込みがなくなったとき又は後期研修被貸与者が後期研修を修了する見込みがなくなったとき。
- (3) 臨床研修被貸与者の臨床研修における成績が著しく不良となったと認められるとき又は後期研修被貸与者の後期研修における成績が著しく不良となったと認められるとき。
- (4) 臨床研修被貸与者が指定医療機関において後期研修を受ける意思がなくなったことにより研修支援資金の貸与を受けることを辞退したとき又は後期研修被貸与者が特定地域医療機関において医師の業務に従事する意思がなくなったことにより研修支援資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認めたとき。

（借用証書の提出）

第11条 被貸与者は、研修支援資金の交付を受けた日の属する月の翌月の末日までに、借用証書（様式第5号）を提出しなければならない。

（返還）

第12条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に掲げる事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、貸与を受けた研修支援資金の全額（以下「貸付資金全額」という。）と知事が別に定める場合を除きその額に10パーセントの割合を乗じて得た額との合計額（以下「返還債務の額」という。）を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条の規定により研修支援資金の貸与の決定が取り消されたとき。
- (2) 死亡（業務上の事由によるものを除く。）又は心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により医師の業務（後期研修を含む。）に従事することができなくなったとき。
- (3) 臨床研修被貸与者が、臨床研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由

があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始しなかったとき。

(4) 臨床研修被貸与者が、指定医療機関において引き続いて3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため後期研修を受けることができなかった期間を除く。）後期研修を受けられない見込みとなったとき。

(5) 後期研修被貸与者が、後期研修を修了した日の属する月の翌月の末日までに（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に就かなかつたとき。

(6) 後期研修被貸与者が、特定地域医療機関において引き続いて一定の期間（貸与を受けた回数が、3回の場合にあっては3年間とし、2回の場合にあっては2年間とし、1回の場合にあっては1年間とする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため、医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）医師の業務に従事できない見込みとなったとき。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、同項各号に掲げる事由が生じた日から起算して14日以内に、研修医研修支援資金返還明細書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（返還の特例）

第13条 被貸与者は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の額の返還の時期及び方法について特例措置を受けることができる。

(1) 死亡したとき（業務上の事由によるものを除く。）。

(2) 心身の故障（業務上の事由に起因するものを除く。）により医師の業務（後期研修を含む。）に従事することができなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めたととき。

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額を返還しようとするときは、前項各号に掲げる事由が生じた日（第15条第4項の規定により貸付資金全額の一部について返還の免除を受けようとする者にあつては、当該免除の決定又は免除しない旨の決定の通知を受けた日）から起算して14日以内に、研修医研修支援資金返還方法承認申請書（様式第7号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。ただし、返還は、1回払い（支払期限は、前項各号に掲げる事由が生じた日から起算して3月以内とする。）又は年賦、半年賦若しくは月賦の均等返還によるものとし、均等返還の期間は、臨床研修医に対して貸与した研修支援資金については3年、後期研修医に対して貸与した研修支援資金については5年を超えることができない。

3 被貸与者は、前項の規定により承認を受けた返還方法を変更しようとするときは、研修医研修支援資金返還方法変更承認申請書（様式第8号）を知事に提出してその承認を受けなければならない。

（返還の猶予）

第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間においては、返還債務の額の返還を猶予することができる。

(1) 臨床研修被貸与者のうち臨床研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）指定医療機関において後期研修を開始したものにあっては、当該研修を開始した月から3年間（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため後期研修を受けることができなかった期間を除く。）

(2) 後期研修被貸与者のうち後期研修を修了した日の属する月の翌月に（疾病、負傷その他やむを得ない事由があると認められる場合には、当該やむを得ない事由がやんだ後遅滞なく）特定地域医療機関において医師の業務に就いたものにあっては、当該業務に就いた月から一定の期間（貸与を受けた回数が、3回の場合にあっては3年間とし、2回の場合にあっては2年間とし、1回の場合にあっては1年間とする。）（疾病、負傷その他やむを得ない事由があるため医師の業務に従事することができなかった期間を除く。）

(3) 災害、疾病その他やむを得ない事由により研修支援資金を返還することが著しく困難であると知事が認めるときに

おける当該事由が継続する期間

2 被貸与者は、前項の規定により返還債務の額の返還の猶予を受けようとするときは、同項各号に掲げる期間の開始の日から起算して14日以内に、研修医研修支援資金返還猶予申請書（様式第9号）に当該事由を証する書類を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 被貸与者は、第1項各号に掲げる期間であって知事が返還を猶予している間は、毎年1回、4月30日までに研修医研修支援資金返還猶予申請書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

（返還の免除）

第15条 貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号。以下「条例」という。）第2条の表研修医研修支援資金の項に規定する後期研修の期間（以下「後期研修期間」という。）は、臨床研修被貸与者が指定医療機関において後期研修を開始した日の属する月から指定医療機関において引き続いて後期研修を受け、後期研修を修了した日の属する月までの月数により算定するものとする。

2 条例第2条の表研修医研修支援資金の項に規定する医師の業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）は、後期研修被貸与者が特定地域医療機関において医師の業務に就いた日の属する月から特定地域医療機関において引き続いて医師の業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により算定するものとする。

3 前2項の規定により後期研修期間又は従事期間を算定する場合において、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。以下同じ。）又は停職の期間があるときは、当該休職又は停職の期間の開始の日の属する月からその終了の日の属する月までの月数を除くものとする。

4 被貸与者は、貸付資金全額又はその一部の額について返還の免除を受けようとするときは、条例第2条の表研修医研修支援資金の項に規定する免除の条件に該当する事由が生じた日から起算して14日以内に研修医研修支援資金返還免除申請書（様式第10号）に当該事由を証する書面を添付して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 被貸与者は、貸付資金全額の一部について返還の免除を受けたときは、第12条第1項の規定にかかわらず、当該免除の決定の通知を受けた日の属する月の翌月の末日までに、返還債務の額から返還の免除を受けた額を差し引いて得た額を返還しなければならない。

6 第12条第2項の規定は、前項の規定により返還する場合について準用する。

（延滞金）

第16条 被貸与者は、正当な理由がなく返還債務の額又は前条第5項の規定により返還しなければならない額を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年15パーセントの割合で算定した延滞金を納付しなければならない。

2 知事は、前項の場合において、特にやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（届出）

第17条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は住所を変更したとき。

(2) 退職し、休職し、停職の処分を受け、又は復職したとき。

(3) 心身の故障のため臨床研修又は後期研修の課程を修了する見込みがなくなったとき。

(4) 臨床研修被貸与者が臨床研修の課程を修了したとき又は後期研修を開始し、修了し、若しくは中止したとき。

(5) 後期研修被貸与者が後期研修の課程を修了したとき又は特定地域医療機関において医師の業務に就き、若しくは特定地域医療機関において医師の業務に従事しなくなったとき。

(6) 連帯保証人が氏名、住所又は電話番号を変更したとき。

(7) 連帯保証人を変更したとき。

(8) 研修支援資金の貸与を受けることを辞退しようとするとき。

(9) 研修支援資金以外の貸付金（医師として勤務することを条件に返還が免除されるものに限る。）を受け、又はその

返還が免除されたとき。

- 2 連帯保証人又は被貸与者の相続人は、被貸与者が死亡したとき又は医師の業務に従事することができなくなったときは、直ちにその旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による届出には、当該届出の事実を証する書面を添付しなければならない。

(雑則)

第18条 この規則に定めるもののほか、研修医研修支援資金の貸与に関する業務の実施について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

様式第 1 号その 1 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊟
(本人)

研修医研修支援資金貸与申請書 (臨床研修医用)

研修支援資金の貸与を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、所定の期間、指定医療機関において後期研修を履修することを誓います。

本 人	ふりがな				申請時の 状 況	研修機関名及びプログラム名 ()			
	氏 名					研修の開始及び修了予定時期 (~)			
	生年月日及び年齢		年 月 日生 (満 歳)						
	現住所及び 電 話 番 号		〒		() -				
	帰省先住所 及び電話番号		〒		() -				
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年齢	就労の 有 無	所得の区分	学 校		生計主体者と	
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は 自宅外通学の別	住居 生計
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。								
	氏 名				㊟	生年月日			
	住 所 電話番号		〒		() -		続 柄		
島 根 県 以 外 の 研修医向け貸付金			<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし						

添付書類

- 1 市町村長の発行する所得証明書 (連帯保証人及び家族全員)
- 2 研修及び人物についての所見を記載した研修病院の長の推薦書及び在職証明書
- 3 小論文
- 4 医師免許証の写し

注 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。

様式第 1 号その 2 (第 7 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

ふりがな
申請者 氏 名 ㊟
(本人)

研修医研修支援資金貸与申請書 (後期研修医用)

研修支援資金の貸与を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第 7 条の規定により、関係書類を添えて提出します。

なお、貸与を受けることとなった上は、同規則を遵守し、所定の期間、特定地域医療機関に勤務することを誓います。

本 人	ふりがな				申請時の 状 況	研修機関名及びプログラム名 ()				
	氏 名					研修の開始及び修了予定時期 (~)				
	生年月日及び年齢		年 月 日生 (満 歳)							
	現住所及び 電 話 番 号		〒		() -					
	帰省先住所 及び電話番号		〒		() -					
家 族 の 状 況	続 柄	氏 名	年齢	就労の 有 無	所得の区分	学 校		生計主体者と		
						種別	国公立又は 私立の別	自宅通学又は 自宅外通学の別	住居 生計	
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別	
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別	
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別	
				有・無	給与所得・給与所得以外				同・別 同・別	
連 帯 保 証 人	連帯保証人は、上記の申請者がこの研修支援資金の貸与を受けたときは、その貸与額の全額について申請者 本人と連帯してその債務を保証します。									
	氏 名				㊟	生年月日				
	住 所 電話番号		〒		() -		続 柄			
島 根 県 以 外 の 研修医向け貸付金			<input type="checkbox"/> 受けている (貸与機関名) <input type="checkbox"/> 受ける予定がある (貸与機関名) <input type="checkbox"/> なし							

添付書類

- 1 市町村長の発行する所得証明書 (連帯保証人及び家族全員)
- 2 研修及び人物についての所見を記載した研修病院の長の推薦書及び在職証明書
- 3 小論文
- 4 医師免許証の写し

注 「島根県以外の研修医向け貸付金」は、一定期間の勤務を条件に返還が免除される貸付金が対象です。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

年 月 日

様

島根県知事



研修医研修支援資金貸与決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった研修支援資金の貸与については、下記のとおり決定し（不承認になつ）たので、研修医研修支援資金貸与規則第 8 条の規定により通知します。

記

1 決定

決 定 番 号	号
貸 与 額	円

2 不承認

理由

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

島根県知事



研修医研修支援資金貸与決定（不承認）通知書

このことについて、先に貴職から推薦のあった下記の者は、研修支援資金を貸与することを決定（不承認と）しましたので通知します。

記

1 決定

氏 名	
決 定 番 号	号
貸 与 額	円

2 不承認

理由

様式第 4 号 (第 9 条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
決定番号 ー

年度研修医研修支援資金交付申請書

研修医研修支援資金貸与規則第 9 条の規定により、下記金額の交付を申請します。

記

金 円

様式第 5 号 (第11条関係)

借 用 証 書

収入印紙

金 円

ただし、研修医研修支援資金貸与規則により貸与を受けた研修支援資金

上記金額借用しました。ついては、研修医研修支援資金貸与規則の規定に従い、相違なく返還します。

なお、連帯保証人は、この研修支援資金の貸与について、本人と連帯して一切の債務を保証します。

年 月 日

住 所
本 人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

住 所
連帯保証人 氏 名 ⑩

島根県知事 様

様式第 6 号 (第12条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
 本 人 氏 名 ⑩
 決定番号 ー
 住 所
 連帯保証人 氏 名 ⑩

研修医研修支援資金返還明細書

貸与を受けた研修支援資金を下記により返還します。

記

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 期 日	年 月 日
返還しようとするに至った理由	

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還方法承認申請書

研修医研修支援資金貸与規則第13条第1項及び第2項の規定により、下記のとおり研修支援資金の返還の特例措置を受けたいので承認されるよう申請します。

記

貸与を受けた日	年 月 日
返還すべき額	金 円
返還方法及び返還額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返還完了(見込み)年月日	年 月 日
年賦、半年賦又は月賦による均等返還したい理由	

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ⑩
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還方法変更承認申請書

研修医研修支援資金貸与規則第13条第3項の規定により、下記のとおり研修支援資金の返還方法を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更前

貸 与 を 受 け た 日	年 月 日
返 還 す べ き 額	金 円
返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込 み) 年 月 日	年 月 日
年 賦、半 年 賦 又 は 月 賦 に よ る 均 等 返 還 し た い 理 由	

2 変更後

返 還 方 法 及 び 返 還 額	1回払い 年賦 半年賦 月賦 円
変 更 し よ う と す る 理 由	
返 還 期 日	(1) 年 賦 毎年 月 日 (2) 半年賦 毎年 月 日と 月 日 (3) 月 賦 毎月 日
返 還 完 了 (見 込 み) 年 月 日	年 月 日

様式第9号その1 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還猶予申請書 (臨床研修被貸与者用)

研修医研修支援資金貸与規則第14条の規定により、下記のとおり研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
後期研修を履修している指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修予定期間	研修医療機関名： 研修プログラム名： 研 修 予 定 期 間：
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第9号その2 (第14条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還猶予申請書 (後期研修被貸与者用)

研修医研修支援資金貸与規則第14条の規定により、下記のとおり研修支援資金の返還の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

返 還 債 務 の 額	金 円
在職する特定地域医療機関 の名称	
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	

添付書類 上記理由を証明する書類

様式第10号その1 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還免除申請書 (臨床研修被貸与者用)

下記のとおり貸与を受けた研修支援資金の全部 (一部) について返還の免除を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第15条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた研修支援資金の総額	金	円
返 還 未 済 の 返 還 債 務 の 額	金	円
免 除 を 受 け よ う と す る 額	金	円
後期研修を履修した指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修期間	指定医療機関及びプログラムの名称	研 修 期 間
休職又は停職の有無及び期間 (業務に起因する休職を除く。)		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年 月 日 (死亡 ・ 退職)	
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 後期研修を履修した指定医療機関及びプログラムの名称並びに研修期間を記載した証明書
- 2 休職 (業務に起因する休職を除く。) 又は停職及びその期間を証明する書類
- 3 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 4 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類

様式第10号その2 (第15条関係)

年 月 日

島根県知事 様

住 所
本人 氏 名 ④
決定番号 ー

研修医研修支援資金返還免除申請書 (後期研修被貸与者用)

下記のとおり貸与を受けた研修支援資金の全部 (一部) について返還の免除を受けたいので、研修医研修支援資金貸与規則第15条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

貸与決定を受けた研修支援資金の総額	金	円
返 還 未 済 の 返 還 債 務 の 額	金	円
免 除 を 受 け よ う と す る 額	金	円
在職した特定地域医療機関の名称 及び従事期間	特定地域医療機関の名称	従 事 期 間
休職又は停職の有無及び期間 (業務に起因する休職を除く。)		
業務による死亡又は退職についての事実		
業務による死亡又は退職の年月日	年	月 日 (死亡 ・ 退職)
災害、疾病その他やむを得ない事由		

注 該当しない事項の欄には一印を記入すること。

添付書類

- 1 在職した特定地域医療機関の名称及び従事期間を記載した在職証明書
- 2 休職 (業務に起因する休職を除く。) 又は停職及びその期間を証明する書類
- 3 業務による死亡又は退職及びその年月日を記載した証明書
- 4 災害、疾病その他やむを得ない事由を証明する書類